

2025おおがわら商品券取扱要領

本取扱要領は、「2025おおがわら商品券発行事業取扱店・換金等業務委託仕様書」に基づき、2025おおがわら商品券（以下「商品券」という）を取扱うことができる事業所（以下「取扱店」という）の募集を実施するにあたり、本商品券の概要及び取扱店となった際に遵守いただく事項等を記載したものである。

1. 商品券事業実施主体・発行者

大河原町

2. 商品券名称

2025おおがわら商品券「おおがわら暮らし・ほっこり商品券」

3. 事業の概要

(1) 商品券の使用期間

令和7年**12月1日（月）**～令和8年**2月1日（日）**

(2) 商品券の額面

1セット 500円券×10枚（A券5枚、B券5枚） 計5,000円分

(3) 商品券の種類

A券…売場面積500m²未満の小売店舗、その他業種の店舗等で使用可能

B券…A券店舗等と売場面積500m²以上の小売店舗で使用可能

（＝売場面積500m²以上の小売店舗はB券のみの取り扱い）

(4) 商品券配布対象

令和7年10月1日現在で住民基本台帳に記録されている全町民（約23,400人）

(5) 商品券配布方法

住民基本台帳に記録している世帯主に対し、世帯構成員分の商品券をまとめてゆうパックにて郵送（11月上旬から順次開始予定。全世帯完了までに1ヶ月程度要する見込み）

(6) 商品券の使用可能店舗

大河原町内に有り、商工会に取扱店登録申請書を提出して登録された店舗
なお、登録方法は次ページによるものとする

4. 商品券の使用等

- (1) 商品券取扱店においてのみ、使用期間内に限り現金と同様に使用できる
- (2) 商品券による購入後の返品はできない
- (3) 商品券の交換、譲渡、転売は禁じる
- (4) 商品券に使用においてのつり銭は支払わない
- (5) 盗難、紛失、滅失または偽造、模造等に対して発行者等事業実施者は責を負わない
- (6) 商品券の利用対象とならないものは次のとおり
 - ① 商品券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いもの
 - ② たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - ③ 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
 - ④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
 - ⑤ 出資や債券の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
 - ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑦ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
 - ⑧ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払
 - ⑨ 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑩ その他、利用対象商品として、ふさわしくないもの

5. 商品券取扱店

- (1) 取扱店の責務
 - ① 取扱店登録にかかる費用は生じないものとする
 - ② 使用された商品券の盗難、紛失、滅失は取扱店が負担すること
 - ③ 登録事項に変更があったときは、速やかに商工会へ報告すること
 - ④ 使用された商品券には、裏面「取扱店使用欄」に取扱店の横版や取扱者の印またはサイン等（レジ担当者等、シャチハタ可）を施し、再利用を防止すること
 - ⑤ **本商品券事業が生活支援のみならず、町内経済に対する活性化策でもあるという側面を理解し、自店での商品券利用を促進するとともに商品券利用後の継続した来店にも繋げられるよう創意工夫を行うこと**
 - ⑥ 商品券の取り扱い方法等に関し、町または商工会から立ち入り検査等の要請があった際にはこれに従うこと
 - ⑦ その他、使用済商品券の再利用や取扱店以外（系列店含む）での利用等不正による取扱店の解除等、商工会が決定した事項に従うこと

(2) 取扱店登録方法

商工会に取扱店登録申請書を提出するものとする。なお、登録に係る責任の所在を明確にするため、**代表者氏名は自署**のみ受け付けるものとする。

申請は商品券利用期間内で隨時受け付けるものとするが、**取扱店一覧チラシに掲載するのは10月3日（金）までに申請**があった分のみとする。

また、**11月20日（木）、21日（金）に商工会窓口にて、商品券取扱店であることを示すポスター等を受け取る**ものとする。

(3) 取扱店の周知

- ① 商品券配布時に、10月3日（金）までに申請のあった取扱店一覧チラシを同封
- ② 取扱店店頭へのポスター掲出
- ③ 大河原町及び商工会のホームページへの掲載（隨時更新）
- ④ その他、取扱店や関係団体のSNS掲載協力等による周知

6. 取扱商品券の換金手続等

(1) 換金申請方法

下記受付日に、A券とB券を区分けした商品券原本と、必要事項を記入した別添「**換金申請書**」を商工会に持参して換金を申請するものとし、商工会では持参された商品券を審査のうえ、取扱店の指定口座に振込む。

(2) 換金申請受付日

12月11日（木）より、**毎週木曜日、金曜日**（ただし、令和8年1月1日（木）と同2日（金）は除く）を受付日とし、最終受付日を2月12日（木）とする。

また、商工会窓口での**換金申請受付時間は午前9時から午後4時の間**（正午から午後1時までの昼休憩時間を除く）とし、受付日の持ち込みが困難な場合は事前に商工会に連絡することとする。

(3) 換金振込日（入金日）

原則として翌月10日に受付月分をまとめて振込むものとする。

ただし、2月受付分は2月20日に振込むものとする。

- ・ 12月11日（木）～12月26日（金）受付分 → 1月 9日（金）
- ・ 1月 8日（木）～ 1月30日（金）受付分 → 2月10日（火）
- ・ 2月 5日（木）～ 2月12日（木）受付分 → 2月20日（金）

(4) 手数料

換金手数料は無料、振込手数料は商工会の負担とする。

●商品券カレンダー

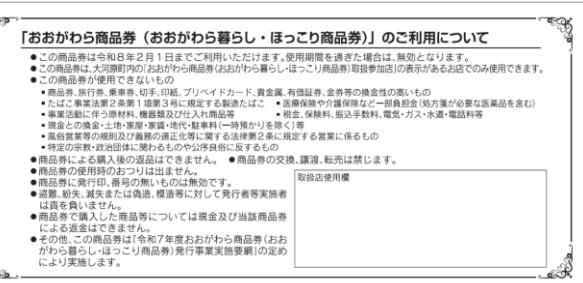
日	月	火	水	木	金	土
11/16	17	18	19	20 商工会窓口にてポスター等受取り	21	22
23 勤労感謝の日	24 振替休日	25	26	27	28	29
30 利用開始日	12/1 利用開始日	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11 換金受付日	12 換金受付日	13
14	15	16	17	18 換金受付日	19 換金受付日	20
21	22	23	24	25 換金受付日	26 換金受付日	27
28	29	30	31	1/1	2	3
商工会年末年始休業						
4	5	6	7	8 換金受付日	9 換金受付日 振込日	10
11 成人の日	12	13	14	15 換金受付日	16 換金受付日	17
18	19	20	21	22 換金受付日	23 換金受付日	24
25	26	27	28	29 換金受付日	30 換金受付日	31
2/1 利用最終日	2	3	4	5 換金受付日	6 換金受付日	7
8	9	10 振込日	11 建国記念の日	12 換金受付日 ※最終受付	13	14
15	16	17	18	19	20 振込日	21

●商品券イメージ

【A券】



【裏面（A券 B券共通）】



【B券】

